

平成28年(ワ)第3号 放送受信料請求事件

直送済み

原告 日本放送協会

被告 宮内正殿

準備書面(2)

平成28年5月6日

奈良地方裁判所 民事部4B係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 平 山 浩 一 郎



同 大 澤 武 史



同 山 本 一 貴



同 梅 田 康 宏



代

同 秀 桜 子



代

2016年4月25日付準備書面1および2016年4月22日付準備書面2について以下の通り反論する。

第1 2016年4月25日付準備書面1について

1 「第1」について

放送法4条1項各号を遵守した放送を行う義務の不履行を理由とする抗弁に関する主張が失当であることは、すでに、平成28年4月15日付原告準備書面(1)の「第3」「2」「3」において詳述したとおりであり、追加の反論は特に要しないものと思料する。

2 「第2」について

被告は、同時履行の抗弁ないし不安の抗弁とは別に、そのような抗弁が成立しない場合であっても、「NHKが放送法4条1項及び同法81条1項に明確に反する放送を行い、かつそれが継続的に行われ、もはや一般的な批判、言論活動においてその是正が不可能な事態に陥った場合は、契約者が支払を一時留保して、これを遵守される方法として、受信料の支払いを拒絶することは正当なものとして許されると解すべきであり、放送法上予定されているというべきである」(準備書面1の9頁)と主張する。

しかし、「正当なものとして許されるべき」と述べるのみで、いかなる法的構成によるものか、受信料債権の履行請求に対する抗弁事由となるのかについては、何ら具体的主張をしておらず、放送法の趣旨からすれば有効な抗弁とはならない場合でも抗弁できるべきだ、と述べているにすぎない。

原告による放送法4条1項違反は被告の受信料債権の履行請求に対する有効な抗弁とならないことについてはすでに反論したとおりであり、この点に関しても追加の反論は特に要しないものと思料する。

第2 2016年4月22日付準備書面2について

被告は、被告独自の法的見解を前提として、原告の放送した個別の番組を挙げて、原告の放送が放送法4条1項に違反していると主張する。

しかしながら、かかる主張が失当であることは、すでに平成28年4月15日付原告準備書面(1)の「第3」「4」で明確に述べたとおりであり、追加の反論は特に要しないものと思料する。

以上